

福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市海づり公園に係る指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 農林水産局長（以下「局長」という。）は、次の事項について、参考となる意見を収集する。

- (1) 指定管理者の募集要項に関すること。
- (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (4) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
- (5) 管理運営業務等に係る評価に関すること。
- (6) 指定管理者の候補者からの提案内容に関すること。
- (7) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関すること。
- (8) その他局長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員の人数は、5人以下とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから局長が選任する。

- (1) 専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) その他局長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

(会議)

第5条 委員会は、局長が招集する。

(会議の公開、非公開)

第6条 委員会の公開・非公開については、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第4号及び第7号に規定する事項に関する会議については、公開とする。
- (2) 第2条第2号及び第8号に規定する事項に関する会議については、公開とする。ただし、その会議の内容が、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支

障が生じると認められるときはこの限りでない。

(3) 第2条第3号、第5号及び第6号に関する会議については、非公開とする。

2 委員会を開催するときには、あらかじめ委員会の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項を公表するものとする。

3 第2条第2号及び第8号に規定する事項に関する会議について、非公開とする場合は、委員会の冒頭において決定するものとする。この場合において、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 公開による委員会は、委員長の許可を得て、これを傍聴することができる。

この場合においては、傍聴者に対し、会議の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。

5 委員会に係る傍聴の手続き等については、局長が定める。

6 指定管理者の選定及び評価過程における公正性、透明性を確保するため、会議の議事録を作成しなければならない。

7 選定の過程及び評価の過程については、会議終了後、議事録等により選定及び評価結果と併せて速やかに公表するものとする。

(守秘義務)

第7条 会議を非公開で行う場合は、委員その他委員会の会議に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(委任)

第9条 この要綱の実施について必要な事項は、局長が定める。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。